

静岡県告示第46号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年1月31日から起算して15日間、南駿河湾漁業協同組合相良支所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県牧之原市相良263-53	大久保 雅則
静岡県牧之原市波津938	松下 雄市
静岡県牧之原市大江658-12-2	矢部 久男
静岡県牧之原市大江658-26-1	矢部 芳孝
静岡県牧之原市片浜1290-2	水野 敏光

2 加入区

相良加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

南駿河湾漁業協同組合